

川口市監査告示第 4 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年 3月 2日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 川口市監査委員 | 小 | 川 | 春 | 海 |
| 同       | 星 | 野 | 隆 | 男 |
| 同       | 杉 | 本 | 佳 | 代 |
| 同       | 江 | 袋 | 正 | 敬 |

# 監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象及び理由

#### (1) 監査の対象

都市整備部

#### (2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 平成29年5月1日～平成29年5月29日

### 2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

| 重要リスク    | 監査の着眼点   |
|----------|--|
| (1) 未収金  | ア 調定額・調定の時期は適切か<br>イ 過年度収入未済額は適切に繰り越されているか<br>ウ 債権の管理は適切か、滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか |
| (2) 現金   | ア 帳票等と現金は突合しているか<br>イ 紛失・盗難のリスクはないか<br>ウ 金融機関への払込は遅延していないか                       |
| (3) 補助金等 | ア 必要な手続きは行われているか   |

|          |   |
|----------|---|
|          | イ 実績報告は形骸化していないか<br>ウ 補助事業の効果の検証は行われているか  |
| (4) 契約事務 | ア 安易な随意契約を採用していないか<br>イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか<br>ウ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか                                |
| (5) 財産管理 | ア 台帳と現物の実地照合はされているか<br>イ 返納手続きをせずに処分していないか<br>ウ 備品シールは貼付されているか<br>エ 重要物品カードの記載漏れはないか<br>オ 備品現在高報告書の記入漏れはないか |

#### 4 監査の対象期間

平成 30 年 12 月 1 日～令和元年 11 月 30 日

#### 5 監査の実施期間

令和 2 年 1 月 6 日～令和 2 年 1 月 29 日

#### 6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

[都市整備管理課]

##### (1) 主な監査項目

###### ア 収入事務

(ア) 川口駅東口公共広場使用料

###### イ 支出事務

(ア) 旅費

(イ) 消耗品費

(ウ) 市街地総合事業協議会補助金等

###### ウ 契約事務

(ア) 桜町地区まちづくり推進調査業務等の委託契約

(イ) 電子複写機等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

[市街地整備室]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 土地使用料

イ 支出事務

(ア) 旅費

(イ) 消耗品費

(ウ) 芝地区住宅市街地総合整備事業の物件補償料

ウ 契約事務

(ア) 芝地区住宅市街地総合整備事業推進事業等業務等の委託契約

(イ) 電子複写機等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

(ウ) 事務所管理

[街路事業課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 土地使用料

イ 支出事務

(ア) 旅費

(イ) 消耗品費

(ウ) 元郷駅六間通り線街路整備事業等の物件補償料

ウ 契約事務

(ア) 上青木東西線物件調査委託（その2）等の委託契約

(イ) 自動車等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手の受払い
- (ウ) 行政財産

[区画整理課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 土地使用料
- (イ) 換地証明手数料
- (ウ) 区画整理総括図頒布雑入

イ 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 消耗品費
- (ウ) レーザープリンター修繕料

ウ 契約事務

- (ア) 新井宿駅北側及び戸塚安行駅南側地区まちづくり方針等検討等の委託契約
- (イ) 電子複写機賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理

[区画整理組合推進室]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 区画整理組合負担分雑入

イ 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 消耗品費
- (ウ) 戸塚東部特定土地区画整理事業等の補助金

ウ 契約事務

- (ア) 清掃等の委託契約

(イ) 事務所等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

[西部土地区画整理事務所]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 保留地売払収入

(イ) 証明手数料

イ 支出事務

(ア) 土地区画整理審議会委員等の報酬

(イ) 旅費

(ウ) 消耗品費

(エ) 芝東第3土地区画整理事業等の物件補償料

ウ 契約事務

(ア) 芝東第3土地区画整理事業（小谷場貝塚遺跡）埋蔵文化財発掘調査等の委託  
契約

(イ) 事務所等の賃貸借契約

エ 工事の設計・施行及び監督業務

(ア) 芝東第3土地区画整理事業区画街路6-31号路線街路築造工事

オ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 原材料品管理

(ウ) 郵便切手の受払い

[東部土地区画整理事務所]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 保留地売払収入

(イ) 証明手数料

(ウ) 清算徴収金雑入

イ 支出事務

- (ア) 土地区画整理審議会委員等の報酬
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 新郷東部第2土地区画整理事業の物件補償料

ウ 契約事務

- (ア) 新郷東部第2土地区画整理事業移転物件調査等の委託契約
- (イ) 事務所等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 原材料品管理
- (ウ) 郵便切手の受払い

[北部土地区画整理事務所]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 保留地売払収入
- (イ) 証明手数料

イ 支出事務

- (ア) 土地区画整理審議会委員等の報酬
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 石神西立野特定土地区画整理事業等の物件補償料

ウ 契約事務

- (ア) 石神西立野特定土地区画整理事業（宮合貝塚遺跡）埋蔵文化財発掘調査報告書作成等の委託契約
- (イ) 自動車賃貸借契約

エ 工事の設計・施行及び監督業務

- (ア) 石神西立野特定土地区画整理事業区画街路6－3号路線街路築造工事

オ 財産管理

- (ア) 備品管理

- (イ) 原材料品管理
- (ウ) 郵便切手の受払い

[里土地区画整理事務所]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 保留地売払収入
- (イ) 証明手数料

イ 支出事務

- (ア) 土地区画整理審議会委員等の報酬
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 里土地区画整理事業の物件補償料

ウ 契約事務

- (ア) 里土地区画整理事業移転物件調査等の委託契約
- (イ) 自動車等の賃貸借契約

エ 工事の設計・施行及び監督業務

- (ア) 里土地区画整理事業都市計画道路里東通り線街路築造工事

オ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 原材料品管理
- (ウ) 郵便切手の受払い

## 第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

### 1 事務所管理について

市街地整備室の執務室管理において、機械警備を導入する等して、より一層のセキュリティ対策を執られたい。



### 第3 意見

#### 1 補助金交付団体の事務について

市が関与する任意団体の事務について、全市的により一層の改善を求める。